

令和3年7月19日  
参考資料

# 住民監査請求の監査結果について

(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関する件)

県民から、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第5項の規定に基づき監査を行い、請求人の主張には理由がないと認め、棄却することとし、請求人に対して別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

## 1 請求書を受理した日

令和3年5月19日

## 2 請求人

県民1名

## 3 請求結果の決定日

令和3年7月15日

## 4 請求結果の概要等

請求結果の概要は別紙1、請求人に通知した文書は別紙2のとおり

(請求人の氏名及び住所を省略している。)

### 問合せ先

---

神奈川県監査事務局総務課

課長 高瀬 電話 045-285-5053

副課長 中嶋 電話 045-285-5054

## 住民監査請求の監査結果の概要

(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関する件)

### 住民監査請求の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6弾）交付事業（以下「本件協力金交付事業」という。）において、県が売上減少の影響を受けていない食品衛生法の営業許可を受けた飲食店事業者（以下「許可名義人」という。）に本件協力金を交付したことは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第63条の2第1項の目的に反するため、違法又は不当な公金の支出に当たり、これにより県に損害が生じているとして住民監査請求がなされたものである。

### 1 監査の結果

令和3年5月19日に受理した住民監査請求について、令和3年7月15日、監査委員の合議により、請求人の主張には理由がないと認め、請求を棄却した。

### 2 請求の要旨

本件協力金は、交付根拠法令である特措法第63条の2第1項に基づき、県による時短営業の要請により売上減少の影響を受けた事業者に対し交付されなければならない。

しかし、県は、売上減少の影響を受けた事業者には当たらない許可名義人であることを本件協力金の交付要件に加えた一方で、売上減少の影響を受けたことを交付要件から除外した。

このため、県は、特措法第63条の2第1項の目的で交付されるべき本件協力金について、時短営業の要請による売上減少の影響を受けていない許可名義人に交付しており、県に損害が生じている。

### 3 判断の理由（要旨）

本件監査請求に関し、県が売上減少の影響を受けていない許可名義人に本件協力金を交付したことは、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か、そして、これにより県に損害が生じているか否かについて、以下のとおり判断を行った。

本件協力金交付事業は、国から交付を受けた協力要請推進枠交付金等の地方創生臨時交付金を活用して実施する国の交付金事業である。また、地方創生臨時交付金は、特措法第63条の2第1項を交付根拠とするものではない。

そして、地方創生臨時交付金制度要綱において、協力要請推進枠交付金等の交付対象事業は、時短営業の要請等に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法の営業許可を受けた者等をいう。）に対する協力金等の給付に該当する事業であるとされており、対象者が売上減少の影響を受けていることについては、協力要請推進枠交付金等の交付要件とはされていない。一方、本件協力金交付事業は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施される国の交付金事業であるため、県は、地方創生臨時交付金制度要綱に従い本件協力金を交付しなければならないこととされている。

したがって、県が、本件協力金交付事業において、地方創生臨時交付金制度要綱の規定に基づき、売上減少の影響の有無にかかわらず本件協力金を許可名義人に交付したことは、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえず、これにより県に損害は生じていない。

以上のことから、本件監査請求には理由がない。

監 第 1123 号  
令和 3 年 7 月 16 日

請求人  
(略) 様

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	嶋	村	た	だし
同	て	ら	さ	き 雄 介

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和 3 年 5 月 19 日に受理した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

**第 1 請求に対する判断**

請求を棄却する。

**第 2 請求の内容**

**1 請求人から提出された令和 3 年 5 月 17 日付け請求書の内容**

（原則、内容は原文「1. 請求の要旨」及び「2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由」のまま。ただし、「神奈川県」を「県」に、原文中「, (コンマ)」のあった箇所を「、(読点)」に変更するなどそれぞれ表記を改めた。）

**1. 請求の要旨**

（前提となる法律関係）

県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金第 6 弾（交付要件等協力金の内容は、県のサイト [https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin\\_6th.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_6th.html) のとおり、以下協力金という）の交付根拠法令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 63 条の 2（以下法律条項という）であり、「国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置が事業者の経営及

び国民生活に及ぼす影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるものとする」と規定されている。

本件協力金において、「まん延の防止に関する措置」とは県から飲食店への時短営業要請であり、「事業者の経営に及ぼす影響」とは時短要請による売上の減収である。したがって、営業許可名義人か否かにかかわらず、協力金は売上の減少による「影響を緩和」し、「影響を受けた事業者を支援するため」に交付されなければならない。

(県職員の行為)

食品衛生法に基づく飲食店営業許可とは、その第1条のとおり「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止」することを目的とした許可制度である。許可名義人は、食品衛生責任者であるにすぎず、時短要請により衛生管理の必要が減っただけであり、売上の減収があったわけではないから、当該「影響を受けた事業者」にはあたらない。

産業労働局中小企業部中小企業支援課長及び同課の職員は、協力金の申請者を食品衛生法に基づく飲食店営業許可の「名義人であること」に限定する交付要件を増設したが、法律条項にはない要件であり、法律条項から逸脱している。そして、申請者が時短要請により「事業者の経営に及ぼす影響」を受けたことを交付要件から除外し、そのためその審査もしていない。

(損害の発生)

そのために、「まん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和」という法律で規定された目的で交付されなければならない協力金が、飲食店営業許可名義人という「まん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響」を受けたといえない申請者に対し支払われ、県に損害が発生している。

申請者が時短要請により「事業者の経営に及ぼす影響」を受けたことを交付要件とせず、その審査もしていないのだから、申請者が「事業者の経営に及ぼす影響」を受けたといえないことは明らかである。

(違法不当な支出と損害の特定)

協力金は、その交付要件から営業許可名義人にしか支払われていないところ、営業許可名義人は「まん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響」を受けたとはいえないから、申請受付が開始された令和3年3月11日以降現在までに協力金第6弾で交付されたすべての申請人に対する協力金の支出が違法であり損害となる。

即ち、年月日は申請受付が開始された令和3年3月11日以降現在まで、支払金額は下記最高裁判決によれば摘示不要と解される、支払先は協力金を交付したすべての申請者である。少なくとも、県のサイト [https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin\\_6th.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_6th.html) のとおり、令和3年3月11日以降令和3年5月14日までに23,600件協力金が交付され、1件あたり168万円×23,600件=39,648,000,000円

の支出と損害がある。

平成16年12月7日最高裁判決は、「住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を、他の事項から区別し特定して認識することができるように、個別的、具体的に摘示することを要するが、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるのであり、上記の程度を超えてまで当該行為等を個別的、具体的に摘示することを要するものではないというべきである。そして、この理は、当該行為等が複数である場合であっても異なるものではない。」とする。

これを本件監査請求についてみれば、協力金申請の各審査においてそれぞれ事務処理上不適切な支出とされたものである協力金の支出が違法な公金の支出であるとして、これによる県の損害をてん補するために必要な措置を講ずることを求めるものであり、県中小企業支援課の各審査においては、それぞれ対象とする協力金の支出について1件ごとに不適切なものであるかどうかを審査したというのであるから、本件監査請求において、対象とする各支出に係る支出年月日、支出金額等の詳細が個別的、具体的に摘示されていなくとも、県監査委員において、本件監査請求の対象を特定して認識することができる程度に摘示されていたものということができる。そうすると、本件監査請求は、請求の対象の特定に欠けるところはないというべきである。

(求める措置)

上記、協力金第6弾で交付された協力金により上記県が受けた損害を、中小企業支援課の職員で、損害を防止する立場にあった職員に対し賠償させるよう求める。

## 2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

県監査委員には県議会議員が含まれており、中小企業支援課の上記行為に働きかけなど関わっていないとも限らず、公正な監査が期待できないこと、及び本件は正しい法律解釈が求められる案件であるところ、県監査委員には弁護士が1名しかおらず、他の監査委員の法的素養が不明であり、誤った法律解釈により判断される可能性が高い。

## 2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

## 3 請求人から提出された事実を証する書面

(原則、題名は原文「証拠方法」のまま。ただし、「神奈川県」を「県」に表記を改めた。なお、下記のURLアドレスにアクセスすると、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第6弾)について」と題する県のウェブページが表示され、当該協力金の概要、交付額、交付状況等が記載されているが、本件監査請求において、当該ウェブ

ページの写し等は添付されていない。)

県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金第6弾交付要件等協力金の内容

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin\\_6th.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_6th.html)

### 第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和3年5月19日付けをもって受理した。

### 第4 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、「第2 請求の内容－1 請求人から提出された令和3年5月17日付け請求書の内容」のとおり、「県監査委員には県議会議員が含まれており、中小企業支援課の上記行為に働きかけなど関わっていないとも限らず、公正な監査が期待できないこと、及び本件は正しい法律解釈が求められる案件であるところ、県監査委員には弁護士が1名しかおらず、他の監査委員の法的素養が不明であり、誤った法律解釈により判断される可能性が高い」ことを理由に、法第252条の43第1項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

しかしながら、法第198条の3第1項において、監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、監査基準に従い、常に公正不偏な態度を保持して、監査等を行わなければならないと規定されており、法制度上も普通地方公共団体の議会、長等他の機関から独立した行政機関として位置づけられているところ、法第196条第1項本文では、議員もその監査委員に選任されることが予定されているのであり、主観的な憶測をもって監査委員に公正な監査が期待できないとする請求人の主張には理由がない。

また、本件監査請求は、一般的な公金の支出業務である新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6弾）（以下「本件協力金」という。）の交付に関わるものであり、その財務会計上の行為の違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員に代わる外部の者による判断を必要とする事案であるとは認められない。

以上のことから、本件監査請求において、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められない。

### 第5 監査の実施

#### 1 請求人からの証拠の提出及び陳述希望の有無

##### (1) 証拠の提出

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

##### (2) 陳述の希望の有無

請求人から、陳述を行わない旨の申し出があったので、陳述は実施しなかった。

## 2 監査対象事項の特定

請求人は、県の行為について以下のとおり主張していると認められる。

本件協力金は、交付根拠法令である新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 63 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県による夜間営業時間の短縮（以下「時短営業」という。）の要請により売上減少の影響を受けた事業者に対し交付されなければならないところ、県は、時短営業の要請による売上減少の影響を受けた事業者には当たらない食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）による営業許可を受けた名義人（以下「許可名義人」という。）であることを本件協力金の交付要件に加えた一方で、時短営業の要請による売上減少の影響を受けたことを交付要件から除外した。

このため、県は、特措法第 63 条の 2 第 1 項に規定する目的で交付されるべき本件協力金について、時短営業の要請による売上減少の影響を受けていない許可名義人に交付しており、県に損害が生じている。

以上のことから、県が、県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第 6 弾）交付事業（以下「本件協力金交付事業」という。）において本件協力金を許可名義人に交付したことが法第 242 条第 1 項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否か、そして、これにより県に損害が生じているか否かを監査対象事項とした。

## 3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、本件協力金交付事業を所管する産業労働局中小企業部中小企業支援課（以下「中小企業支援課」という。）及び本件協力金の財源となっている国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）に係る事務を所管する政策局自治振興部地域政策課（以下「地域政策課」という。）を選定した。そして、令和 3 年 6 月 15 日 13 時 30 分から神奈川県庁新庁舎 3 階第 1 監査室において中小企業支援課の職員調査を実施し、本件協力金の交付状況等について聴取を行うとともに、同月 25 日 10 時から神奈川県庁本庁舎 5 階政策局共用会議室において地域政策課の職員調査を実施し、地方創生臨時交付金に関する制度概要等について聴取を行った。

なお、職員調査後も必要に応じて電話等で追加聴取を行った。

中小企業支援課及び地域政策課の主張の要旨は、次のとおりであった。

### (1) 中小企業支援課

#### ア 本件協力金の交付状況について

令和 3 年 6 月 10 日現在における本件協力金の交付状況は、以下のとおりである。

- 申請件数 29,017 件
- 処理済件数 27,144 件
- 実績交付額 58,386,240,000 円

#### イ 本件監査請求に対する見解について

##### (7) 請求人の「本件協力金の交付根拠法令は特措法第 63 条の 2 である」との主張に対する見解について

当課としては、本件協力金交付事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（以下「地方創生臨時交付金制度要綱」という。）や関連する内閣府発出の事務連絡などに基づき新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これにより国から交付を受けた地方創生臨時交付金を活用して実施している事業であると認識している。

##### (4) 請求人の「許可名義人か否かにかかわらず、本件協力金は売上の減少による影響を緩和し、影響を受けた事業者を支援するために交付しなければならない」との主張に対する見解について

地方創生臨時交付金制度要綱によれば、地方創生臨時交付金のうち、協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金（以下「協力要請推進枠交付金等」という。）の交付対象事業は、特措法第 24 条第 9 項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法第 52 条の都道府県知事の許可を受けた者等をいう。以下「3 監査対象箇所への調査」において同じ。）に対する協力金等であって、特措法に関する事務を担当する国務大臣（以下「特措法担当大臣」という。）との協議を経たものの給付に該当する事業であるとされている。

十分な財源を持たない県は、地方創生臨時交付金を財源として本件協力金を交付せざるをえず、そのためには、本件協力金交付事業が上記の交付対象事業に該当する必要があることから、本件協力金の交付対象者を許可名義人としたところである。

したがって、本件協力金に係る申請者が許可名義人であるか否かは、本件協力金の交付に当たって欠くことができない要件であるため、この適否を否定する請求人の主張は失当である。

##### (5) 請求人の「許可名義人は、食品衛生責任者にすぎず、時短要請により衛生管理の必要が減っただけであり、売上の減収があったわけではないから、当該影響を



### 受けた事業者には当たらない」との主張に対する見解について

許可名義人であることは本件協力金の交付要件である一方で、売上減少の影響を受けた事業者であるか否かは交付要件ではなく、本件協力金の交付に当たっての審査とも関係がないため、請求人の主張は失当である。

### (イ) 請求人の「中小企業支援課長及び同課の職員は、本件協力金の申請者を許可名義人に限定する交付要件を増設したが、法律条項にはない要件であり、法律条項から逸脱している」との主張に対する見解について

「(イ) 請求人の「許可名義人か否かにかかわらず、本件協力金は売上の減少による影響を緩和し、影響を受けた事業者を支援するために交付しなければならない」との主張に対する見解について」のとおり、地方創生臨時交付金を財源として本件協力金を交付せざるをえない県は、地方創生臨時交付金制度要綱等に基づき、本件協力金の交付対象者を許可名義人としたところであり、県が独自に増設した要件ではない。

なお、国が、地方創生臨時交付金を対象者に対して交付することを求める理由は、対象者は、許可を受けた店舗を直接運営しているか否かにかかわらず、また、売上減少の影響を受けているか否かにかかわらず、当該店舗に係る営業の責任を負っているためであると思料される。

例えば、対象者と対象者以外の者から同時に同一店舗における本件協力金の交付申請があった場合に、当該店舗における営業の実態を個別具体的に審査するのではなく、当該店舗に係る営業の責任を負う対象者からの申請が適正であれば、対象者に対して本件協力金を交付するよう統一することで、不正受給の防止と交付の迅速化を両立させようとする都道府県の業務負担の軽減を図ったものであると思料される。

### (ロ) 請求人の「本件協力金の申請者が時短要請により事業者の経営に及ぼす影響を受けたことを交付要件とせず、その審査もしていないのだから、当該申請者が事業者の経営に及ぼす影響を受けたといえないことは明らかである」との主張に対する見解について

「(イ) 請求人の「許可名義人か否かにかかわらず、本件協力金は売上の減少による影響を緩和し、影響を受けた事業者を支援するために交付しなければならない」との主張に対する見解について」のとおり、国は、地方創生臨時交付金制度要綱において、地方創生臨時交付金の交付対象事業は、協力要請推進枠交付金等については、特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等に応じた対象者に対する協力金等であって、特措法担当大臣との協議を経たものの給付に該当する事業であるとしており、これを受けて、県は、

「対象店舗にかかる食品衛生法の営業許可証（飲食店営業又は喫茶店営業にかかる許可に限る。）に記載されている事業者であること」を本件協力金の交付要件としたところである。

このように「事業者の経営に及ぼす影響」の有無は本件協力金の交付要件ではないため、請求人の主張は失当である。

- (カ) 請求人の「申請受付が開始された令和3年3月11日以降現在までに本件協力金で交付された全ての申請人に対する協力金の支出が違法であり損害となる」「令和3年3月11日以降令和3年5月14日までに23,600件協力金が交付され、1件当たり168万円×23,600件=39,648,000,000円の支出と損害がある」との主張に対する見解について

県は、地方創生臨時交付金制度要綱等に基づき、本件協力金交付事業を適正に実施しており、請求人が主張する違法性や損害額は存在していないため、請求人の主張は失当である。

## (2) 地域政策課

### ア 地方創生臨時交付金について

地方創生臨時交付金制度要綱によれば、地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を通じた地方創生を図ることを目的として、国が地方公共団体に交付する交付金であるとされており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第2条第1項第4号に該当する給付金である。

そして、地方創生臨時交付金は、上記の政策目的を実現するために予算措置された予算補助に当たる。

### イ 地方創生臨時交付金制度要綱等について

地方創生臨時交付金制度要綱は、地方創生臨時交付金について基本的な枠組みを定めた事務次官連名通知である。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A（第5版/令和3年4月1日）において、地方創生臨時交付金のうち、協力要請推進枠交付金については、「現下の感染状況を踏まえて、今後の感染拡大を予防するために、効果的な営業時間短縮の要請等を行う地方公共団体を支援するためのものであることから、従来の通常分交付金と異なり、要請に応じた対象者に対する協力金等の給付に

該当する事業に用途を限定している」としている。

なお、協力要請推進枠交付金の創設に伴い地方創生臨時交付金制度要綱を改正した際には、事務連絡において、協力要請推進枠交付金に係る地方創生臨時交付金制度要綱の今後の運用が定められた。

#### ウ 本件協力金交付事業における国と県の負担割合について

本件協力金交付事業は、県が国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施する国の交付金事業であり、国は、県に対して、地方創生臨時交付金のうち協力要請推進枠交付金を交付することにより、本件協力金交付事業に要する費用の8割を負担し、県は残りの2割を負担することとなっている。ただし、県負担分は、地方創生臨時交付金（通常分）を活用することが可能となっており、さらに、県負担分が一定額を上回る場合には、国は、県に対して、地方創生臨時交付金のうち即時対応特定経費交付金を追加的に交付することとしている。

このため、本件協力金交付事業に要する費用の内訳は、以下のとおりである。

総事業費 89,178,847 千円

(内訳)

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| ○ 協力要請推進枠交付金充当額     | 70,811,328 千円 |
| ○ 即時対応特定経費交付金充当額    | 16,817,691 千円 |
| ○ 地方創生臨時交付金（通常分）充当額 | 1,549,828 千円  |

なお、地方創生臨時交付金は、「ア 地方創生臨時交付金について」のとおり、補助金適正化法の対象となる給付金であり、県は、「イ 地方創生臨時交付金制度要綱等について」のとおり、地方創生臨時交付金制度要綱に定める地方創生臨時交付金の交付条件や事務連絡で示された地方創生臨時交付金制度要綱の運用等に従い、本件協力金交付事業を実施しなければならない。

#### エ 協力要請推進枠交付金等の交付条件と時短営業要請による売上減少について

「ウ 本件協力金交付事業における国と県の負担割合について」のとおり、本件協力金交付事業は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施される国の交付金事業であるため、地方創生臨時交付金制度要綱等に従い本件協力金を交付しなければならないとされているところ、地方創生臨時交付金制度要綱に定める協力要請推進枠交付金等の交付条件には、時短営業の要請に応じた対象者が要請により売上減少の影響を受けていることは条件とされていない。

## オ 本件監査請求に対する見解について

### (7) 請求人の「本件協力金の交付根拠法令は特措法第 63 条の 2 である」との主張に対する見解について

県は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて本件協力金交付事業を実施している。また、地方創生臨時交付金は予算補助であり、特措法第 63 条の 2 を交付根拠とするものではないため、請求人の主張は失当である。

### (4) 請求人の「中小企業支援課長及び同課の職員は、本件協力金の申請者を許可名義人に限定する交付要件を増設したが、法律条項にはない要件であり、法律条項から逸脱している」との主張に対する見解について

県は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて本件協力金交付事業を実施している。また、地方創生臨時交付金は予算補助であり、特措法第 63 条の 2 を交付根拠とするものではないため、請求人の主張は失当である。

### (ウ) 請求人の「本件協力金の申請者が時短要請により事業者の経営に及ぼす影響を受けたことを交付要件とせず、その審査もしていないのだから、当該申請者が事業者の経営に及ぼす影響を受けたといえないことは明らかである」との主張に対する見解について

県は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて本件協力金交付事業を実施している。また、地方創生臨時交付金は予算補助であり、特措法第 63 条の 2 を交付根拠とするものではないため、請求人の主張は失当である。

## 第 6 監査の結果

### 1 認定した事実

職員調査による中小企業支援課及び地域政策課からの説明等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

#### (1) 本件協力金の交付根拠について

本件協力金交付事業は、地方創生臨時交付金制度要綱等に基づき実施計画を作成し、これにより国から交付を受けた協力要請推進枠交付金等の地方創生臨時交付金を活用して実施する国の交付金事業である。そして、地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を通じた地方創生を図ることを目的とする予算補助であり、特措法第 63 条の 2 第 1 項を交付根拠とするものではない。

## (2) 協力要請推進枠交付金等の交付対象事業及び使途について

地方創生臨時交付金制度要綱によれば、協力要請推進枠交付金等の交付対象事業は、特措法第 24 条第 9 項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法第 52 条の都道府県知事の許可を受けた者等をいう。以下「1 認定した事実」において同じ。）に対する協力金等であって、特措法担当大臣との協議を経たものの給付に該当する事業であるとされている。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 Q & A（第 5 版/令和 3 年 4 月 1 日）において、地方創生臨時交付金のうち、協力要請推進枠交付金については、「現下の感染状況を踏まえて、今後の感染拡大を予防するために、効果的な営業時間短縮の要請等を行う地方公共団体を支援するためのものであることから、従来の通常分交付金と異なり、要請に応じた対象者に対する協力金等の給付に該当する事業に使途を限定している」としている。

なお、本件協力金交付事業は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施される国の交付金事業であるため、地方創生臨時交付金制度要綱等に従い本件協力金を交付しなければならないとされているところ、時短営業の要請により売上減少の影響を受けていることは、協力要請推進枠交付金等の交付条件とはされていない。

## (3) 本件協力金交付事業における国と県の負担について

「第 5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(2) 地域政策課－ウ 本件協力金交付事業における国と県の負担割合について」のとおり。

## (4) 本件協力金交付事業の実施について

本件協力金交付事業は、県が国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施する国の交付金事業である。

地方創生臨時交付金は、補助金適正化法の対象となる給付金であり、県は、補助金適正化法のほか、地方創生臨時交付金制度要綱に定める地方創生臨時交付金の交付条件や事務連絡で示された地方創生臨時交付金制度要綱の運用等に従い、本件協力金交付事業を実施しなければならないこととされている。

## (5) 本件協力金交付事業の交付要件について

国は、地方創生臨時交付金制度要綱において、協力要請推進枠交付金等の交付対象事業は、特措法第 24 条第 9 項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等に応じた対象者に対する協力金等であって、特措法担当大臣との協議を経たものの給付に該当する事業であるとしており、これを受けて、県は、「対象店舗にかかる食品衛生法の営業許可証（飲食店営業又は喫茶店営業にかかる許可に限る。）に記載さ

れている営業者であること」を本件協力金の交付要件としている。

なお、地方創生臨時交付金制度要綱等において、時短営業の要請により売上減少の影響を受けていることは、協力要請推進枠交付金等の交付条件とはされていない。

## 2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、県が、本件協力金交付事業において、本件協力金を許可名義人に交付したことが法第 242 条第 1 項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否か、そして、これにより県に損害が生じているか否かについて、以下のとおり判断を行った。

### (1) 県が、本件協力金交付事業において、本件協力金を許可名義人に交付したことが法第 242 条第 1 項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否かについて

本件監査請求において、請求人は、本件協力金は、交付根拠法令である特措法第 63 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県による時短営業の要請により売上減少の影響を受けた事業者に対し交付されなければならないところ、県は、時短営業の要請による売上減少の影響を受けた事業者には当たらない許可名義人であることを本件協力金の交付要件に加えた一方で、時短営業の要請による売上減少の影響を受けたことを交付要件から除外したと主張する。

しかしながら、本件協力金交付事業は、「1 認定した事実－(1) 本件協力金の交付根拠について」のとおり、予算補助であり特措法第 63 条の 2 第 1 項を交付根拠とするものではない。

そして、「1 認定した事実－(2) 協力要請推進枠交付金等の交付対象事業及び用途について」のとおり、地方創生臨時交付金制度要綱において、協力要請推進枠交付金等の交付対象事業については、特措法第 24 条第 9 項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法第 52 条の都道府県知事の許可を受けた者等をいう。）に対する協力金等であって、特措法担当大臣との協議を経たものの給付に該当する事業であるとされており、時短営業の要請により売上減少の影響を受けていることについては、協力要請推進枠交付金等の交付条件とはされていない。一方、本件協力金交付事業は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施される国の交付金事業であるため、県は、地方創生臨時交付金制度要綱等に従い本件協力金を交付しなければならないこととされている。

したがって、県が、本件協力金交付事業において、地方創生臨時交付金制度要綱の規定等に基づき、売上減少の影響の有無にかかわらず本件協力金を許可名義人に交付したことは、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえない。

(2) 本件協力金を許可名義人に交付したことにより、県に損害が生じているか否かについて

「(1) 県が、本件協力金交付事業において、本件協力金を許可名義人に交付したことが法第 242 条第 1 項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否かについて」のとおり、売上減少の影響の有無にかかわらず本件協力金を許可名義人に交付したことは、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえないことから、県に損害は生じていない。

3 結論

以上のことから、県が、本件協力金交付事業において、地方創生臨時交付金制度要綱の規定等に基づき、売上減少の影響の有無にかかわらず本件協力金を許可名義人に交付したことは、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえず、これにより県に損害は生じていないことから、本件監査請求には理由がない。